

子育て応援とうきょう会議協働会員要領

平成21年2月19日制定

平成24年5月29日一部改正

平成29年10月25日一部改正

平成30年12月1日一部改正

(会員登録)

第1条

会員登録ができる企業及び団体とは、「子育て応援とうきょう会議（以下「本会議」という。）会則」第5条に基づき、同3条の趣旨に賛同し、主体的な取り組みを行うまたは、今後取組を行う予定のある企業及び団体とする。

ただし、以下に該当する場合は、会員登録を受け付けない場合がある。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動に利用する疑いがある場合
- (2) その他事務局が会員となることを不相当と判断した場合

(会員登録の単位)

第2条

会員登録は、原則として個人を除く企業及び団体を単位とするものとする。また、支店・商店街単位や職域団体、子育てサークル等の登録も可能とする。

(会員登録の申請)

第3条

会員登録を希望するものは、子育て応援とうきょう会議ホームページ「とうきょう子育てスイッチ」の協働会員申請フォームの送信により申請を行うものとする。

(会員登録の決定)

第4条

事務局長は、会員登録を希望するものが送信した協働会員申請フォームを、本要領の第1条及び第2条により確認し、会員としての登録を決定するものとする。

なお、結果は申請者に電子メール等の送付をもって通知する。

(会員の資格の喪失)

第5条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出をしたとき。
- (2) 会員である企業・団体が消滅したとき。
- (3) 登録が取り消されたとき。

(登録の取り消し)

第6条

登録された会員としての活動が以下に該当する場合は、会員登録を取り消すことができる。

- (1) 活動の内容が、本会議の趣旨や内容と大きく異なる場合
- (2) 登録した企業・団体及びその活動が本会議の趣旨を誤認させる事実などが判明した場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に利用することが判明した場合
- (4) 他者を誹謗中傷し又はその名誉若しくは評判を毀損した場合
- (5) その他事務局が会員であることを不相当とみなした場合

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他)

第7条

本会議会員は、会員としての活動を行うにあたって、以下のことを行うことができる。

- (1) 本会議における「ロゴマーク」、「マスコットキャラクター」及び「キャッチコピー」の使用
- (2) 子育て応援とうきょう会議ホームページのリンク設定
- (3) 子育て応援とうきょう会議ホームページの協働会員サイトの使用。なお、会員同士又は会員と第三者の間の連絡、交渉及び義務の履行等において、何らかの損害、損失又は費用が生じた場合には、訴訟内外を問わず当事者の間において解決するものとし、子育て応援とうきょう会議の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、子育て応援とうきょう会議は一切免責されるものとする。また、子育て応援とうきょう会議は、事前の予告なしにコメントや内容を削除する権利を有する。
- (4) その他

本要領は、平成21年2月19日より施行する。

附則

本要領は、平成24年5月29日から施行する。

附則

本要領は、平成29年10月25日から施行する。

附則

本要領は、平成30年12月1日から施行する。